

対象案件	証明書等コンビニ交付サービスの実施について	
意見募集期間	令和4年10月1日(土)から令和4年11月1日(火)まで	
担当部署(問合せ先)	総務部行政管理課 電話 011-372-3311 内 3503	
意見提出件数	意見提出者数2人	
	意見提出件数2件	
	条例案に賛成するもの	1件
	条例案に反対するもの	0件
	条例案の修正を要望するもの	0件
	条例案に付随した要望	0件
	その他(パブリックコメントの対象以外の意見等)	1件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>●私はコンビニ交付サービスの実施を支持します。</p> <p>主な理由は、政府がSociety 5.0の政策で表明している通り、IoTを活用した無駄のない社会を実現するためのひとつの施策と言えるからです。</p> <p>当然ですが、個々のスキルに差がありますので、よりフルプルーフなシステムにすることが望めますし、スタートのタイミングではリテラシーの高い人の利用の割合が高くなると思われまますので、手数料免除についての異論が頻出することはあまり想定されないと考えます。</p> <p>マイナンバーカード取得率向上の促進政策は今後も続くと思われまますので、後進自治体とならぬよう、積極的な施策を期待します。</p>	<p>マイナンバーカードについては、現在国が保険証との紐づけをはじめ、様々な用途に使用できるよう各種施策を行っているところです。</p> <p>今後も国の動向を確認しながら、施策等を検討してまいります。</p>

●「マイナンバーカードの普及が進んできたことや、全国のコンビニエンスストアで証明書等を取得できるサービスが新型コロナウイルスなどの感染防止等の対策としても有益なサービス」とありますが、

- ① 全国で49%を普及が進んだと捉える根拠はなんでしょうか。
- ② コンビニを利用することで感染防止対策できる世代や人数は限定的なのではないでしょうか。また、有効であるという実証する根拠はどこからきているのでしょうか。
- ③ コンビニでの端末機導入に関する費用負担は、市税から拠出されるのでしょうか。その場合の予算額、不公平感、市民への理解は得られているのでしょうか。

「利用するためには ◆マイナンバーカードが必要となります。」とありますが、

- ① マイナンバーカードの取得に抵抗のある人との不公平感が発生すると思います。またマイナンバーカード取得を選択する余地がないような推し進める圧力を感じます。人によっては、取得を義務のように勘違する問題もあるのではないのでしょうか。

「コンビニエンスストアで証明書等の交付を受ける場合は免除の適用を除外することを定めます。」とありますが、

- ① コンビニ発行の場合、窓口での免除の有無を知るすべもないのでしょうか。例えば、窓口での免除の可能性等の表示は出ないのでしょうか。

①当市でのマイナンバーカード交付率については、令和3年度当初約24%であり、国や市の様々な施策の結果、現在交付率は約45%、申請率は60%を超える状況であり、以前と比較して普及は進んでいると考えております。

②限定的であっても、その一部の方がコンビニで証明書等を発行することで、窓口に行く方が減るため、効果はあると考えます。

また、有効性については、総務省によって「新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口に来なくても証明書等を発行できる手段」の1つとしてコンビニ交付が挙げられているところです。

③コンビニでの証明書等発行は、既にコンビニが導入している多機能端末を利用するため、端末機導入に関する費用はかかりません。

①マイナンバーカードについては、国が令和4年度末までに国民全員が取得することを目標としているものでありますが、取得は義務ではありませんので、正確な情報を伝えるよう、広報等に努めてまいります。

①コンビニで証明書を発行するために使用するシステムはJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)が全国の自治体に共通で提供するものであり、特定の市の窓口とつないだり、特別なメッセージを入れることができない仕様となっております。

コンビニ交付で手数料が免除できないことにつ

いては、広報等において周知してまいります。